

議案第18号

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和4年板橋区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第27条第3項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第28条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定することも家庭ソーシャルワーカー（以下「ことも家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第28条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第36条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 ことも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第36条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第37条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 ことも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第55条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第56条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 ことも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第56条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第57条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第82条第4項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第83条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第83条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第89条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第90条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第90条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第91条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第92条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第102条第2項第2号中「（昭和23年厚生省令第11号）」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

内閣府令の改正に伴い、一部の児童福祉施設の長及び職員の資格要件にこども家庭ソーシャルワーカー等の資格を有する者を加えるほか、所要の規定整備をする必要がある。